



2024年10月11日

各 位

会 社 名 株式会社マックハウス
代表者名 代表取締役社長 石野 孝司
(コード番号 7603 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 小林 大介
電 話 (03) 3316 - 1911

団体名 G Future Fund1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 トラストアップ株式会社
代表取締役 鈴江 正幸

**G Future Fund1号投資事業有限責任組合による株式会社マックハウス株式
(証券コード：7603) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

G Future Fund1号投資事業有限責任組合は、2024年10月11日、株式会社マックハウスの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、G Future Fund1号投資事業有限責任組合（公開買付者）が、株式会社マックハウス（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年10月11日付「株式会社マックハウス（証券コード：7603）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2024年10月11日

各位

団体名 G Future Fund1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 トラストアップ株式会社
代表取締役 鈴江 正幸

株式会社マックハウス（証券コード：7603）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

G Future Fund1号投資事業有限責任組合（以下、「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者である、G Future Fund1号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるトラストアップ株式会社（以下、「トラストアップ」といいます。）により、2023年9月7日に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。

公開買付者の無限責任組合員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

ジーエフホールディングス株式会社（以下、「ジーエフホールディングス」といいます。）は公開買付者の出資持分の過半数を有する組合員であり、物流事業を営む子会社を始め、アパレル事業を営む子会社や、EC事業（注1）を営む子会社を含む40社以上の子会社の株式を保有しその経営を管理している持株会社です。トラストアップ及びジーエフホールディングスは、従前より間接的に取引関係があったことから、当該取引関係を通じて情報交換をする中で、トラストアップがジーエフホールディングスに対して、ジーエフホールディングスが協業可能な投資先を選定することを主眼としたファンドの設立を、2023年6月上旬に打診したことから、トラストアップを無限責任組合員、ジーエフホールディングス及びジーエフホールディングスと親交があった適格機関投資家である株式会社プレンティアーを有限

責任組合員とし、ジーエフホールディングスの出資比率を約 98.5%とする公開買付者を組成しました。

gf.P 株式会社（以下、「gf.P」といいます。）は、本公開買付けにあたり公開買付者への出資を行うことを予定しています。gf.P は、ジーエフホールディングスの 100%子会社であり、アパレル商品、ファッショングッズ、食料品、キッチン雑貨や生活日用品を含むライフスタイル雑貨等、多種にわたる商品の通信販売事業を営んでおります。

（注1）EC 事業（Electronic Commerce 事業）とは、インターネット等のネットワークを用いて契約や決済等を行う取引に係るサービス等の提供を行う事業を指します。

このたび、トラストアップは、公開買付者の無限責任組合員として、2024 年 10 月 11 日付の取締役会決議において、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社マックハウス（以下、「対象者」といいます。）の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の親会社である株式会社チヨダ（以下、「チヨダ」といいます。）の所有する対象者株式 9,389,880 株（所有割合：60.73%）（注2）の全部（以下、「本応募合意株式」といいます。）を取得することにより対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者、トラストアップ、ジーエフホールディングス及び gf.P は、対象者株式を所有しておりません。

（注2）「所有割合」とは、対象者が 2024 年 10 月 11 日に提出した「2025 年 2 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下、「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2024 年 8 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数（15,597,638 株）から対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する対象者株式に係る自己株式数（136,315 株）を控除した対象者株式数（15,461,323 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、所有割合の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024 年 10 月 11 日付で、チヨダとの間で、公開買付応募契約を締結し、チヨダは、本応募合意株式について、本公開買付けに応募する旨を公開買付者との間で合意しております。

また、本公開買付けに際して、ジーエフホールディングスは、2024 年 10 月 11 日付で、対象者との間で業務提携契約書を締結しております。

本公開買付けは、本応募合意株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。そのため本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募合意株式数と同数の 9,389,880 株（所有割合：60.73%）

としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,389,880株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、公開買付者は本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、対象者の総議決権の3分の2以上を取得することまでは企図していない一方、チヨダ以外の対象者の株主の皆様から応募があった場合に直ちに公開買付者が本応募合意株式の全てを買い付けることができなくなることを避けるため、本公開買付けの買付予定数の上限については、本応募合意株式と同数の9,389,880株（所有割合：60.73%）よりも多く、対象者の総議決権の3分の2を下回る10,050,000株（所有割合：65.00%。なお、公開買付者が本公開買付けにより買付予定数の上限である10,050,000株を取得した場合、公開買付者が所有する対象者株式の数は10,050,000株（所有割合：65.00%）となります。）と設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,050,000株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。チヨダは、チヨダ以外からの応募があり、チヨダが応募した対象者株式の全てが買い付けられない可能性があります。売却できなかった株式の取扱いに関して、公開買付者とチヨダとの間で合意している事項はなく、チヨダは、本公開買付けによって売却できなかった場合に引き続き所有することとなる対象者株式の処分方針については、当該対象者株式の数等を踏まえて具体的に検討する必要があるため、現時点で具体的に検討しておらず、また、決まった事実はないとのことです。

本日現在、チヨダは対象者の親会社ですが、公開買付者が本公開買付けにより本応募合意株式の全てを取得した場合、チヨダは対象者の親会社に該当しないこととなり、対象者の親会社の異動及び主要株主の異動が生じることとなります。

公開買付者は、本公開買付けに要する資金を、自己資金の他、gf.Pからの出資（以下、「本出資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立のみを条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本出資を受けることを予定しております。なお、本出資が実行された場合、ジーエフホールディングス及びgf.Pによる、公開買付者に対する出資比率は合計85.16%となります。

対象者が2024年10月11日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」によれば、対象者は、2024年10月11日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び(i)本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及

び交渉により合意されたものであること、(ii)本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、(iii)本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株。所有割合:65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

1. 対象者の名称

株式会社マックハウス

2. 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

3. 買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)

2024年10月15日(火曜日)から2024年11月12日(火曜日)まで(20営業日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2024年11月26日(火曜日)まで(30営業日)となります。

4. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金32円

5. 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	10,050,000(株)	9,389,880(株)	10,050,000(株)
合計	10,050,000(株)	9,389,880(株)	10,050,000(株)

6. 決済の開始日

2024年11月19日(火曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は 2024 年 12 月 3 日（火曜日）となります。

7. 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

8. その他

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主様ご自身の判断で申込みを行ってください。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していない

こと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2024 年 10 月 15 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上